

湖西市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第3条・第4条）
- 第3章 市民と議会との関係（第5条—第8条）
- 第4章 議会と行政との関係（第9条—第12条）
- 第5章 議会運営（第13条—第16条）
- 第6章 政務活動費（第17条）
- 第7章 議会及び議会事務局の体制整備（第18条—第21条）
- 第8章 議員の政治倫理、定数及び待遇（第22条—第24条）
- 第9章 最高規範性及び運用等（第25条・第26条）

附則

前文

地方議会は、二元代表制の下、地方公共団体の事務執行の監視機能、政策提言及び政策立案機能を発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指し、地方自治法に定められた権限を適正に行使することが求められています。

そこで、湖西市議会は自らが定めた指針「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」に沿って、責任遂行と目的達成を目指し行動するための基本となる議会基本条例を制定することとしました。

湖西市議会はこの条例の下、目的達成のための不断の努力を続けるとともに、市民の多様な要望や社会の変化に柔軟に対応しながら活動していきます。

【解説】

ここでは、本条例の基本的な考え方を表しています。

近年の地方分権の進展に伴う地方議会のあり方が大きく問われていること背景から、湖西市議会は、これまで進めてきた議会運営の見直しと改革に加え、「市民が主役で、活発な議論をする、見える議会」を指針として、更に望ましい議会の在り方等について議論を重ねてきました。

その結果、議会及び議員の責任遂行や適正な権限行使等に関する基本原則を示す、議会基本条例を制定することとしました。

条例制定が目的ではなく、手段であることを十分に認識したうえで、これからもたゆまぬ努力を続けることを宣言し、主役である市民の皆さんの求めるものの変化や社会情勢の変化にも対応できるよう、柔軟性をもって活動することを約束するものです。

【用語解説】

○二元代表制

二元代表制とは、市長と議会の議員を住民が直接選挙で選び、執行機関としての市長と、議事機関としての議会のそれぞれが住民の信任を基盤として、独立・対等の立場で相互にけん制し、均衡を保つことにより適切な行政運営を図る制度です。

○地方自治の本旨

地方自治の本旨とは、一般的には地方に関する行政は、原則として地方公共団体の事務を地方公共団体の機関により、その団体の責任において処理（団体自治）、及びこれらの行政を住民自らの責任と負担において処理（住民自治）の2つの要素からなります。

○条例

条例とは、地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法です。条例の制定・改廃は、原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。条例案の議会への提案権は、長だけでなく、議員と委員会にも与えられています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本的事項を定め、議会及び議員の役割、議員の行動指針等を明らかにすることにより、市民の福祉の向上及び豊かなまちづくりに寄与することを目的とします。

【解説】

本条例の目的を定めています。

本条で掲げた目的の達成のため、以下の条項で基本的な取組みを示します。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいいます。

(2) 市長等 市長その他の市の執行機関をいいます。

【解説】

本条例に関わる用語についての定義づけをしています。「市民」については、広義的に捉えています。

その他の市の執行機関とは教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等の長及び監査委員を言います。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動します。

(1) 審議の透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるよう努めること。
- (3) 市長等への監視及び評価、政策立案並びに政策提言を行う機能が十分発揮できるよう、不断の努力を行うこと。
- (4) 市民が求める議会の役割を的確に把握し、前例にとらわれない議会改革を推進すること。

【解説】

議会は、主権者である市民の視点に沿った活動を行うものとし、その責務を果たしていくために必要となる原則を掲げています。

【用語解説】

○審議

審議とは、本会議の付議事件について、説明を聴き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程をいいます。

○監視

監視とは、議会が議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適切かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて監視し、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講じるよう求める議会の機能を意味します。

○政策立案、提言

政策立案、提言とは、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、政策をとりまとめ、発信する議会の活動を意味します。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動します。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、自己の能力向上に努めるとともに、市民の代表としてふさわしい行動をすること。
- (3) 一部の団体又は地域の代表意識にとらわれず、市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (4) 議会の構成員として議会機能の向上及び円滑かつ効率的な議会運営に努めること。

【解説】

議会の使命である議員間の自由な討議を行い、さらに、市民の意見を的確に把握しながら、市民の代表として行動すべき議員の活動原則を掲げています。

【用語解説】

○合議制

合議制とは、複数の人員で組織され、その構成員の全会一致又は多数決で、その意思を決定する組織体（合議体）において、付議された案件につき審議、審査等を行う制度です（議会や行政委員会等）。合議制に対置するのが、1人をもって機関を構成する独任制です（都道府県知事、市町村長等）。

○言論の府

言論の府とは、議員活動の基本は言論であって、問題は、すべて言論によって決定されるものがあります。このため、議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障しています。

第3章 市民と議会との関係

(情報公開及び説明責任)

第5条 議会は、市民に対し積極的に情報を発信し、説明責任を果たします。

2 議会は、本会議のほか、議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会（以下「委員会」といいます。）を原則公開とします。

【解説】

議会での議論や活動を明らかにするため、市民に対し審議資料等の積極的な公開とそれに対する説明責任があること、原則として市民が本会議や委員会の様子を傍聴できること等を述べています。

【用語解説】

○本会議

本会議とは、議員全員で構成され、議案が提出された後、質疑、討論、採決などが行われ、市議会の意思を決定する会議であり、年4回定期的に招集される定例会と、必要がある場合に招集される臨時会の各会期に開催されます。

○議会運営委員会

議会運営委員会とは、多数の議員で構成される議会を円滑、効率的に運営するための委員会です。会期、議事日程、議案等の取り扱い、質問の取り扱いなどの議会の運営や、会議規則、委員会条例等に関する事項などを協議、調査、審査を行います。

○常任委員会

常任委員会とは、本会議から付託された議案等の審査や、その部門に属する市の事務に関する調査等を行うため、常設する委員会です。

現在、湖西市議会では下記の3つの常任委員会があり、全ての議員がいずれかの委員会に所属しています。（平成26年12月現在）

- ① 総務経済委員会 ② 福祉教育委員会 ③ 建設環境委員会

○特別委員会

特別委員会とは、特定の問題の調査・審査を行うために必要に応じて設置される委員会です。

現在、湖西市議会では議会活性化特別委員会があり、全ての議員が所属しています。（平成26年12月現在）

また、通例、毎年3月定例会、9月定例会において、それぞれ、予算特別委員会、決算特別委員会が設置され、議長を除く全ての議員が所属して予算、決算（議会選出監査委員は除く）等の審査を行っています。

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めます。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提言の拡大に努めます。

3 議会は、請願、陳情、要望等を市民による重要な意思の表現であると受け止め、その審査及び審議においては提案者の意見を聴くことに努めます。

【解説】

議会は、多様な市民の意思を確認し政策提言、政策立案を行うために、様々なかたちで市民との意見交換会の場を設けることなど、議会への市民参加と連携を促進するための仕組みを定めています。

請願、陳情等の審査に当たっては、提案者の意見を直接お聴きするように努めます。

〈公聴会制度〉

議会は、予算その他重要な議案、請願の審査について公聴会を開き、利害関係者や学識経験者から意見を聴くことができます。

〈参考人制度〉

議会は、市の事務に関する調査または審査のために、必要がある場合は参考人に来ていただき、その意見を聴くことができます。

【用語解説】

○公聴会

公聴会とは、議会が重要な議案等について判断・決定する場合に、広く利害関係者、学識経験者等の意見を聴くために、本会議又は委員会において開催するものです。

○参考人制度

参考人制度とは、市の事務に関する調査・審査のため必要がある場合に、学識経験者等の出頭を求め、本会議又は委員会において意見を聴取する制度をいいます。

公聴会に比べて簡便な手続で意見を聴取することができます。

○請願、陳情

請願、陳情とは、市政などについての意見や要望があるときは、誰でも請願書や陳情書を議会に提出することができます。請願書を提出するときは、議員の紹介（1人以上）を必要とします。

(広報及び広聴)

第7条 議会は、議案に対する各議員の態度を公表し、市民が的確に評価できるよう情報提供に努めます。

2 議会は、市民が市政に関心を持つことができるよう、情報技術の発達を踏まえた多様な情報伝達技術を活用して、市民に対する広報活動に取り組みます。

3 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、広聴活動に努めます。

【解説】

市民が議会と市政に理解と関心を高めていただけるよう、様々な方法により議会活動などをお知らせし、パブリックコメントやアンケートなど市民意見を聞き取るための活動に取り組むことを掲げています。

(議会報告会)

第8条 議会は、市政に関する広範な情報提供及び市民との意見交換の場として、議会報告会を開催します。

2 議会報告会に関することは、議長が定めます。

【解説】

ここでは第6条第2項の「市民との意見交換の場」の一つとして議会報告会を設けることを義務化し、明文化しました。

議会自らが、積極的に出向いての議会報告会としています。

報告会については要綱等で定めます。

第4章 議会と行政との関係

(議会と市長等との関係)

第9条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価並びに政策提言を行います。

2 議長は、会議の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対し議員の発言の主旨に対する確認及び反問の機会を与えることができます。委員会の委員長が委員の発言の主旨に対する確認の機会を与える場合についても、同様とします。

3 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができます。

【解説】

議員と行政との緊張関係の保持、透明化を図るための方途を規定しています。

緊張関係の保持では、審議の論点の明確化を目的とした一問一答方式の活用、議員の発言内容に対する行政側の確認及び反問の機会の付与を定めています。

(議会審議における論点の形成)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を明確化し、その政策水準を高めるため、市長に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めます。

- (1) 政策の背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係のある法令及び条例との整合性
- (7) 財源措置

(8) 将来にわたるコスト計算

【解説】

市長提出の重要な政策に対して、論点形成と政策水準を向上させ、議会で充実した議論を行うために、明らかにするよう求める事項について述べています。

政策の発生源や将来にわたるコスト計算までを求めることで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。

なお、重要な政策とは、次の政策をいいます。

- (1) まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業。
- (2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業。

(予算及び決算における政策説明)

第 11 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、施策別又は事業別の分かりやすい説明を市長に求めます。

【解説】

予算、決算の審議においては、分かりやすい説明を求めることを定めています。

(議会の議決事件)

第 12 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事件は、別に条例で定めるもののほか、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とします。

【解説】

法 96 条第 1 項では議会が議決しなければならない事件が 15 項目列挙されています。

同条第 2 項では、それ以外に条例で議会の議決事件を定めることができることが規定されており、ここではその範囲を定めています。

【用語解説】

○議決すべき事件（議決事件）

議決すべき事件（議決事件）とは、議会の議決対象となる事項をいいます。

具体的には、地方自治法第96条に規定されており、第1項では、（1）条例を設け又は改廃すること、（2）予算を定めること、（3）決算を認定することなど15項目が列挙されています。また、第2項では、それら15項目のほか、条例で議決事件を定めることができるとされていますが、この規定に基づき、本条例第12条では、新たに基本構想の策定、変更又は廃止を議決事件としています。

○基本構想

基本構想とは、市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいい、具体的には、平成23年3月に策定した現行の湖西市基本構想を指しています。

本条例施行後は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき、基本構想の策定、変更又は廃止については議決事件となります。

第5章 議会運営

(議会の合意形成)

第13条 議長は、議員相互の討議を重視し、市長等に対する会議等への出席要求を最小限にとどめます。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案及び市民提案に関して結論を出す場合は、議論を尽くし合意形成に努めます。

【解説】

議会は議論の場であるとの原則から、市長等の会議等への出席は最小限にとどめ、議員の自由討議を中心とすることを定めています。

会議等において審議結果を出す場合は、議員の自由討議により、多様な意見を出し合った上で、議会としての合意形成に努力することを定めています。

市民提案とは請願、陳情及び要望等をいいます。

(自由討議)

第14条 議会は、政策及び課題に対する共通認識の醸成を図り、よりの確な判断を行うため、自由討議を行います。

2 議長及び委員会の委員長は、議員間での討議を重視した会議を運営し、その結果を市政に反映させるよう努めます。

【解説】

二元代表制の一翼を担う議会としての責任と意欲を高め、各議員が建前でなく本音で徹底的に意見交換を行います。

(議会運営)

第15条 議会は、議員間相互の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めます。

2 議会は、議長及び副議長を選出するときは、その経過を明らかにします。

【解説】

活発な議論のある、公正、公平で効率的な議会運営がなされることを定めています。そのためには、議長、副議長の役割は極めて大きく、透明性のある選出方法が確保されなければなりません。

(委員会活動)

第16条 委員会は、調査研究活動を充実強化するとともに、政策提言及び政策立案を行うよう努めます。

【解説】

委員会の活性化に関して定めています。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第17条 議員は、議会活動の活性化を図るため、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を積極的に行い、議会機能の強化に努めます。この場合において、議員は、政務活動費の

使途の透明性を十分に確保します。

2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定めます。

【解説】

政務活動費の適正な執行と市民に対する透明性の確保を規定しています。

これまでの委員会活動費を見直し、議会活動費と法に規定された政務活動費とに分割し、議員個人の調査研究等の活動をより促進しようとするものです。

【用語解説】

○政務活動費

政務活動費とは、地方自治法第100条第14項に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として会派又は議員に交付される費用をいい、湖西市議会では、「湖西市議会政務活動費の交付に関する条例」を平成27年4月より施行予定で、交付額、充当経費の範囲などが定められています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力の向上などを図るため、議員研修会などの実施に努めます。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めます。

3 議員研修の詳細は、議長が定めます。

【解説】

議会に求められる監視機能、調査機能、政策形成機能や議決機関としての機能（利害調整機能）は、本会議及び委員会における質疑・質問、調査研究、議会運営上の透明性の確保や情報の発信など、議員一人ひとりの意識と行動によることとなります。このことから、議員研修により、議員一人ひとりの能力向上に努めることを規定しています。

(交流及び連携の推進)

第19条 議員は、他の地方公共団体の議会の議員と政策及び議会運営などについて意見交換するため、積極的に交流及び連携に努めます。

【解説】

豊かなまちづくりをめざし、情報・知識を得るため、他の地方公共団体の議会の議員と交流連携していこうとするものです。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務の機能の充実強化に努めます。

【解説】

事務局職員の任命権者である議長は、職員の調査・法務能力を高め、より良い事務局体制を整えるよう努めることを規定しています。

【用語解説】

○議会事務局

議会事務局とは、地方自治法第 138 条及び「湖西市議会事務局設置条例」に基づき、市議会の事務に従事し、議長及び議員の職務を補助するために設置されている組織です。

(議会図書室の充実)

第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めます。

【解説】

議員の政策形成及び立案を推進するために、議会図書室の蔵書等の充実に努めます。

【用語解説】

○議会図書室

議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第 100 条第 19 項で附置が義務付けられているものです。政府及び都道府県から送付された官報、公報及び刊行物を保管する場所でもあります。

第 8 章 議員の政治倫理、定数及び待遇

(議員の政治倫理)

第 22 条 議員は、市民の代表者として高い倫理意識を持つとともに、その地位に基づく影響力を不正に行行使して市民の疑惑を招くような行為は行いません。

2 議員は、議会の構成員として、議会の品位及び秩序の維持に努めます。

3 政治倫理に関する事項は、別に条例で定めます。

【解説】

議員は、市民の代表者としてふさわしい倫理性を持ち、市民から疑惑を受けることの無いようにすることを述べ、その品位と名誉を損なうことのないよう行動することを規定しています。

(議員の定数)

第 23 条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、議会としてその責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めます。

【解説】

議員定数を定める際の考慮事項について定めたものです。

議員定数の改定に当たっては、行財政改革の側面だけではなく、市が抱える課題や市の将来予測、又は人口、面積など類似団体との比較検討結果を踏まえて決められるべきであると考えています。

【用語解説】

○議員定数

議員定数とは、地方自治法第 91 条第 1 項により、条例で定めることとされている議員の定数を

意味し、湖西市議会では、「湖西市議会議員の定数を定める条例」において、18人と定められています。

(議員の報酬)

第 24 条 議員報酬については、市の財政規模及び事務の範囲、議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること並びに公選による職務の特性、責任等を考慮し、別に条例で定めます。

【解説】

議員報酬を定める際の考慮事項について定めたものです。

【用語解説】

○議員報酬

議員報酬とは、地方公共団体の議会の議員の職務遂行に対する反対給付をいい、湖西市議会では、「湖西市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において、その額及び支給方法が定められています。

第 9 章 最高規範性及び運用等

(最高規範性)

第 25 条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合性を確保します。

2 議長は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行います。

【解説】

本条例は、湖西市議会における最高規範であると規定しています。

議員へ本条例の理念の認識を深めるための研修を義務付けています。

(運用及び見直し)

第 26 条 議会は、この条例を効率的に運用するとともに、この条例が社会の変化及び市民の要望に適合したものであるかを常に検証し、必要に応じて見直しを行います。

2 議会は、この条例の効率的な運用、検証及び見直しを行うための組織を議会内に設置することができます。

【解説】

この条例について、目的が達成されているかどうか不断の検証を行い、必要に応じて適切な措置を講じていきます。

議会は、この条例に沿った議会活動を実施するため、推進、検証、見直しの組織を議会内に設置することを認めています。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。